平成２５年（フ）第４０５号
岐阜市西島町５番２号
破産者　中村　規子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２７６号
京都市西京区桂上野今井町126番地
破産者　株式会社エイワトレード
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
京都市西京区上桂宮ノ後町75番地
破産者　有限会社恵工業
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１３号
青森県黒石市緑町４丁目49番地
破産者　渡邊　俊彦
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４８号
奈良県宇陀市大宇陀小附783番地
破産者　辻本　敬治
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
北海道小樽市奥沢３丁目24番17号　渡辺方
破産者　小川由紀子
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第４４号
静岡県焼津市本中根475番地の１
破産者　樽林　弘吉
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８号
静岡市清水区向田町４番17号、開始決定時の住所静岡市清水区追分４丁目2319番地の18
破産者　菅谷　　章
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３７４号
名古屋市瑞穂区柳ケ枝町１丁目38番地の４、従前の住所名古屋市瑞穂区惣作町１丁目９番地の２
破産者　原田　佳典
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１号
岐阜県可児市桜ケ丘６丁目119番地、開始決定時の住所名古屋市千種区桜が丘67番　星ケ丘ハイツ302
破産者　八木千加子（旧姓柘植）
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３号
香川県高松市宮脇町２丁目27番28号　ユタビルド２―302号室、開始決定時の住所香川県高松市郷東町580番地　馬場病院内
破産者　松本　雅登（旧名秀勝）
1　決定年月日　平成26年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３号
宮城県柴田郡柴田町槻木西１丁目318―６、住民票上の住所宮城県柴田郡柴田町槻木西１丁目７番18号
破産者　小室　雅彦
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第６９号
長野県上田市東内75番地10
破産者　鈴木　正芳
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３８６号
静岡県裾野市伊豆島田830番地の３　リヴィエールブーシュ101
破産者　髙杉　　毅
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
京都市北区西賀茂川上町19番地　グレートハイツ201
破産者　林　千賀子
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
広島市中区住吉町16番６―703号、開始決定時の住所広島市中区光南１丁目４番９号
破産者　倉田萬亀年
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１５１号
北海道江別市萌えぎ野西15番地の14
破産者　宮永　武則
1　破産債権の届出期間　平成26年10月16日まで
2　一般調査期日　平成26年11月６日午後２時30分
平成26年９月26日
札幌地方裁判所民事第４部